

令和7年度 銚田市立旭西小学校「いじめ防止対策基本方針」

I いじめの防止等の対策に関する基本理念

1 基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめを行うことや、いじめを認識しながら放置することは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、いじめ防止の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが重要であるとともに、すべての児童が安心して学習や諸活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを旨として行われなければならない。

そこで、本校では、すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置しないようにするため、家庭・地域並びに関係機関等との連携を図り、いじめの防止等のための対策を適切に行う。

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）※以下「法」と記述する

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは「当該児童が、一定の人的関係のある者から心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。また、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

3 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われているいじめを放置してはならない。

(いじめの禁止)

法第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」であることを踏まえ、すべての児童を対象にいじめの未然防止の観点で全職員が組織的かつ継続的に取り組む。そのために、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、互いを認め、尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

○いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日 文部科学大臣最終決定）

※以下「基本方針」と記述する

(いじめの防止)

第17項(1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

5 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう保護者や他の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その防止に努める。

(学校及び学校の教職員の責務)

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

6 保護者の責務

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。また、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。

(保護者の責務等)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

II いじめ防止のための対策

1 基本施策

(1) 学校におけるいじめ防止（未然防止）

- ① いじめを見逃さないことに組織的に取り組む。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通して道徳教育、体験活動の充実を図る。
- ③ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動を推進する。
- ④ 一人一人が相手を思いやる心、相手を尊重する心を育てるとともに、いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- ⑤ 保護者や地域住民、関係機関と連携を図りながら、児童が自らいじめ防止に取り組むことができるように支援する。
- ⑥ いじめ防止の啓発をするための活動を随時行う。

(2) いじめの発見のための措置（早期発見）

① 日常的な観察の重視

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いつでも、どこでも、だれに対しても行われる可能性がある」という基本的な認識をもち、全職員が日常的な観察を丁寧う。また、毎週1回生徒指導連絡協議会をもち、情報交換や共通理解を通して、児童の小さな変化を見過ごさないようにしたり、指導・援助の方法について職員で話し合ったりする。

② いじめ調査

いじめを早期に発見するため、定期的に調査を行う。

ア 児童に対するいじめアンケート（4月、5月、7月、9月、10月、12月、1月、3月）年8回

イ 児童に対する学校生活アンケート（6月、11月、2月）年3回

ウ 保護者に対する聞き取り（7月個別面談、その他随時）

③ 相談体制

児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう相談体制を整備する。

ア 教育相談の実施

- ・いじめアンケート実施後（アンケートへの記載があった児童対象）

- ・学校生活アンケート実施後（全児童）
- イ スクールカウンセラーの活用
- ウ 関係機関との連携
 - ・いじめ・体罰解消サポートセンター
 - ・児童相談所
 - ・茨城県教育研修センター
 - ・鉾田警察署
 - ・鉾田市適応指導教室「すずらんルーム」
 - ・鉾田市子ども家庭課
- エ 校内 SOS 相談窓口の設置
 - ・ロイロノート内「みんなのこえ」で、児童・保護者に向けた相談窓口を設置

等

（３）インターネットを通して行われるいじめの対策

携帯電話・スマートフォンを所持する児童が増加していることを受け、情報の流通性、発信者の匿名性等インターネットを通して発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通して行われるいじめを未然に防止し効果的に対処できるよう、家庭・地域・関係機関（警察等）との協力・連携を図る。

（４）教職員の資質向上

いじめの防止に関する研修を行い、職員の資質向上を図る。

２ 「いじめ防止対策協議会」の設置

（１）構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、保健主事、養護教諭、その他必要に応じて校長が認める者（スクールカウンセラー等）をもって構成する。

（２）活動

- ① いじめ早期発見に関すること（実態調査等）
- ② いじめの防止のための啓発活動に関すること
- ③ いじめ事案の対応に関すること
- ④ 関係機関との連携に関すること
- ⑤ 家庭や地域との連携、協力に関すること

３ いじめへの対処

（１）いじめに関する相談を受けた場合は、速やかにいじめの事実の有無の調査を行う。

（２）いじめの「疑い」が生じた場合は、速やかにいじめの事実の有無の調査を開始する。

（３）いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、学級担任が抱え込むことなく、全職員が共通理解のいじめに対処する。

（４）いじめを止めさせたあとは、その再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

（５）直接いじめに関わらない児童に対しても「傍観者」とならないよう指導する。

（６）いじめを受けた児童が安心して生活できるようにするため、保護者や関係機関との連携を図りながら必要な対処をする。

(7) いじめの解消については、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① いじめに係る行為が止んでいること② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

この2つの要件が満たされている状態が、少なくとも**3か月**経過していることをいじめ解消の目安とする。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ 「解消している状態」に至った場合でも、継続して日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

① 「生命心身財産重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 児童が自殺を企図した場合・ 心身に重大な被害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ いじめにより転学を余儀なくされた場合 |
|--|

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月・以下ガイドラインと記述する。）による例示】

② 「不登校重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】

※被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【基本方針 p32、ガイドライン p4】

(2) 重大事態への対応

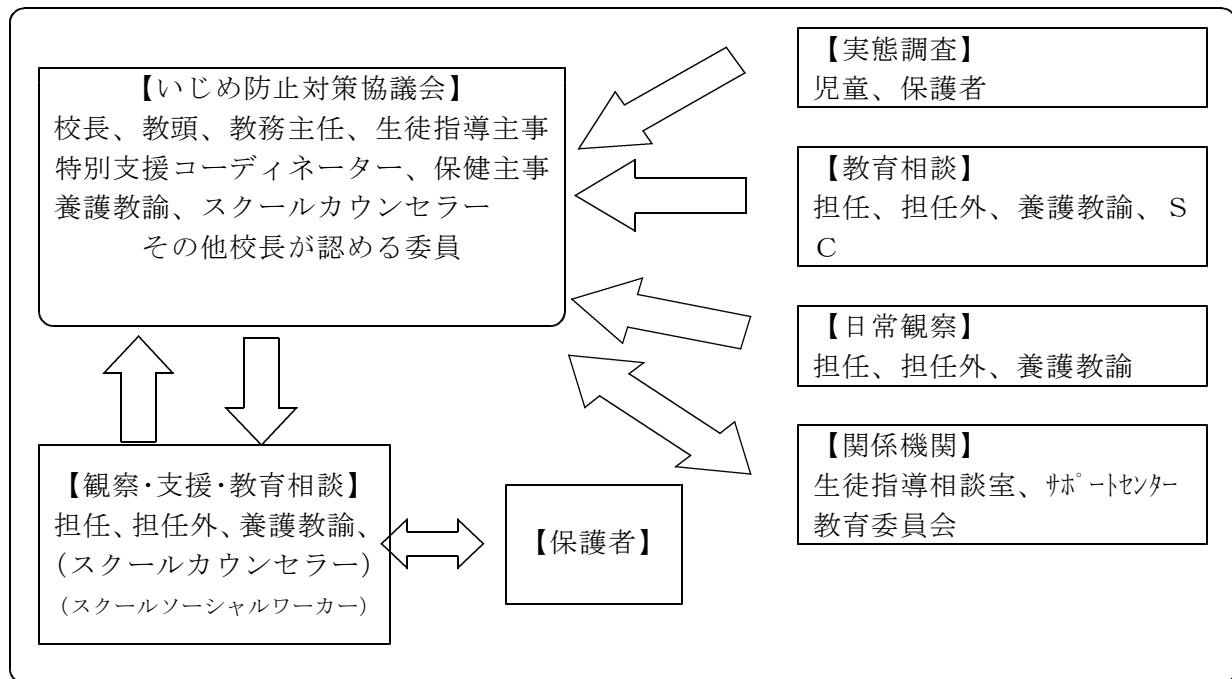
- ① 重大事態ならびに重大事態の「疑い」が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な者を加えるなどして対応する。
- ③ 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

Ⅲ 関連法案等

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）
- ・ 茨城県いじめ防止基本方針（平成26年3月 茨城県教育委員会）
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）
- ・ いじめの重大事態対応マニュアル（平成31年1月 茨城県教育委員会）
- ・ 茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和2年4月1日）

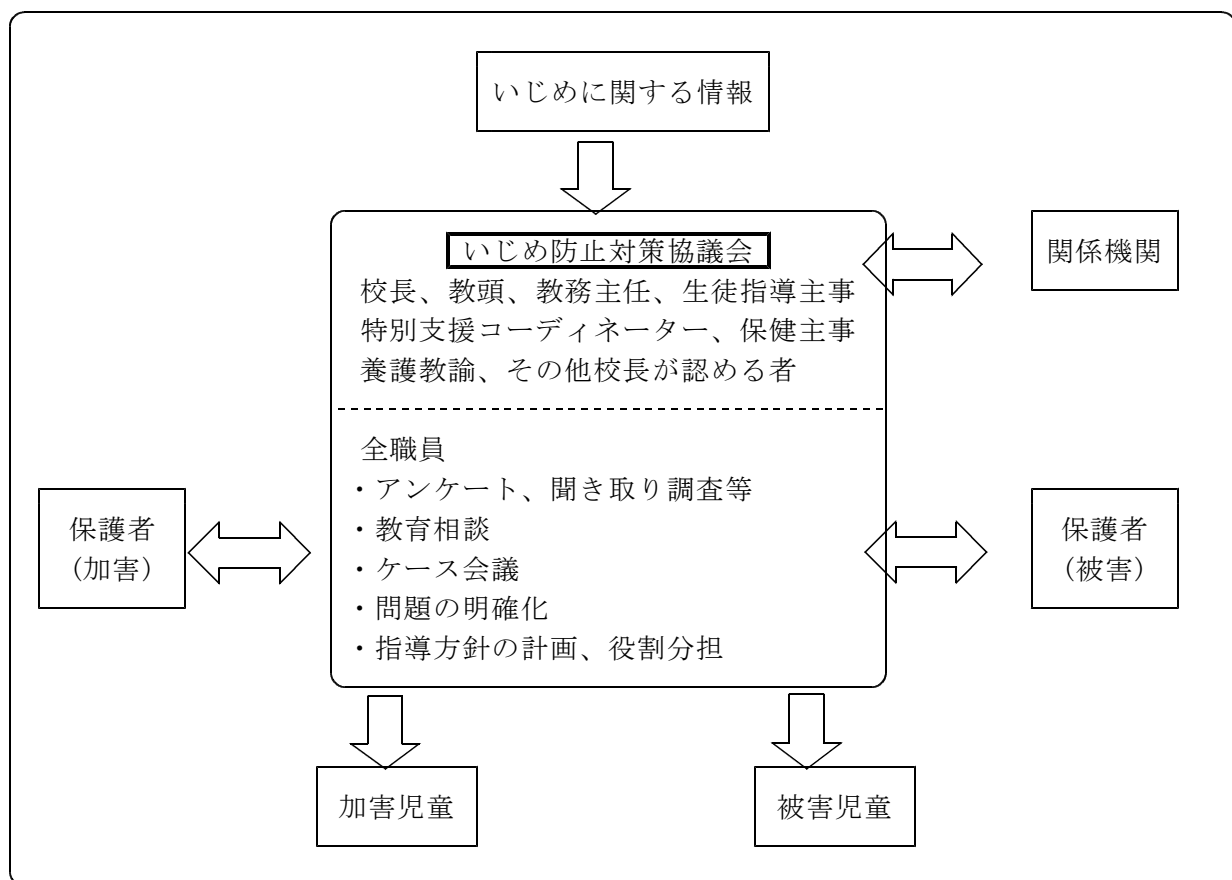
いじめ防止体制組織図

銚田市立旭西小学校



いじめ発生時の体制

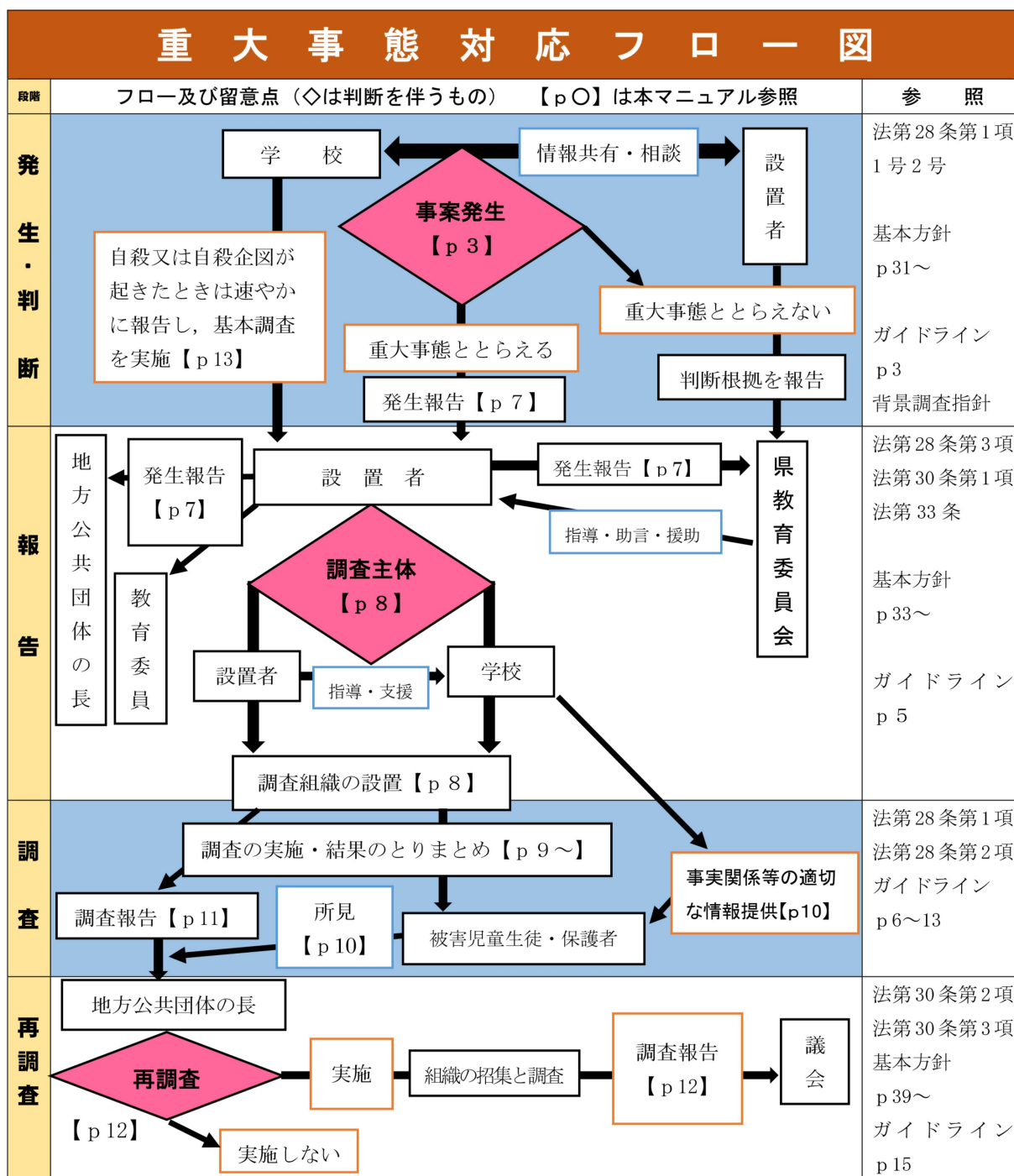
銚田市立旭西小学校



重大事態への対応

鉾田市立旭西小学校

(参照資料「いじめの重大事態対応マニュアル」平成31年1月 茨城県教育委員会)



※ 市町村教育委員会から県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階においても適時行うものとする。

令和7年度 いじめ防止のための年間計画

銚田市立旭西小学校

月	内 容
4	・校内研修「いじめ防止対策基本方針の確認」（職員） ・生徒指導連絡協議会（いじめ、不登校、問題行動、配慮を要する児童等の共通理解） ・いじめアンケート① → 教育相談（対象児童） ・いじめ防止スローガンづくり（各学級） ・家庭訪問（保護者との連携）
5	・いじめアンケート② → 教育相談（対象児童） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
6	・旭西小学校生活アンケート① ・教育相談（全児童） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
7	・いじめアンケート③ → 教育相談（対象児童） ・個別面談（保護者との連携） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
8	・夏季休業中の指導（家庭訪問や電話連絡、オンラインで） ・校内研修「いじめの早期発見のために」（職員） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
9	・いじめ防止フォーラム（全校） ・いじめアンケート④ → 教育相談（対象児童） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
10	・いじめアンケート⑤ → 教育相談（対象児童） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
11	・旭西小学校生活アンケート② ・教育相談（全児童） ・あいさつ運動（小中連携） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
12	・いじめアンケート⑥ → 教育相談（対象児童） ・人権週間（人権メッセージの展示等） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
1	・いじめアンケート⑦ → 教育相談（対象児童） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
2	・旭西小学校生活アンケート③ ・教育相談（全児童） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）
3	・いじめアンケート⑧ → 教育相談（対象児童） ・校内研修「いじめ防止対策基本方針の見直し」（職員） ・生徒指導連絡協議会（職員会議）